

お知らせ

記者発表資料 令和2年7月10日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

淡路電気工事株式会社 広島県広島市南区宇品海岸3-5-21

2. 指名停止措置期間

令和2年7月10日 ～ 令和2年8月9日 (1カ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、令和2年2月25日に提出された変更届出により、特定建設業の要件を欠いたにも関わらず、届出を長期間に渡って提出しないまま広島県発注の公共工事を請け負っていたことが確認された。

このことが建設業法第28条第1項（建設業法違反）に該当することから、広島県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

082-511-6063 (直通)：平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たかゆき
山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

ささき はじめ
佐々木 一 (内線2514)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

かとう こうじ
加藤 浩士 (内線2117)

企画部 環境調整官

ごとう としひさ
後藤 寿久 (内線3114)

お知らせ

記者発表資料 | 令和2年7月10日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社吉崎工務店 島根県隠岐郡隠岐の島町東郷亀尻5-1

2. 指名停止措置期間

令和2年7月10日 ~ 令和2年8月20日 (6週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、令和元年度に島根県から受注した工事において、管工事業の許可をもたない一次下請け業者と500万円以上の下請契約を締結した。また、同工事において、記載の必要のある下請け業者に関する記載が無い虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年4月20日、島根県知事から同法同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間
082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たかゆき
山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

ささき はじめ
佐々木 一 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

契約管理官

にいばやし けんじ
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

おくぼ ひろふさ
尾久保 裕亮 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

かとう こうじ
加藤 浩士 (内線2117)

企画部 環境調整官

ごとう としひさ
後藤 寿久 (内線3114)